

資料編

■計画策定に向けた調査について

本計画の策定にあたり、高齢者の生活状況や健康状態、福祉サービスの利用意向などに関するアンケート調査を実施しました。

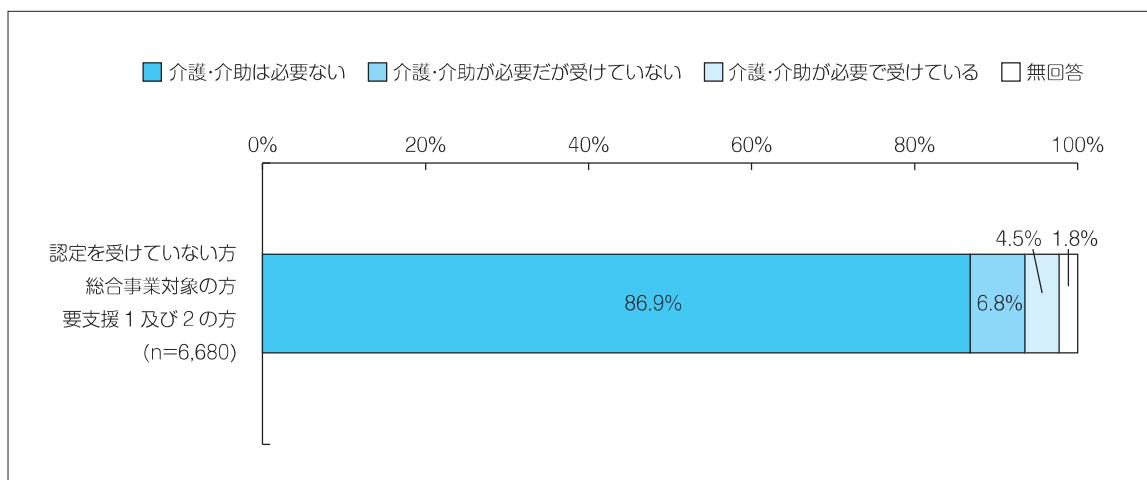
(1) 調査の概要

調査名	健康とくらしの調査	在宅介護実態調査
調査期間	令和4年 12月5日～12月26日	令和5年 1月16日～2月3日
調査対象(母数)	認定を受けていない高齢者 総合事業対象者 要支援認定者 (約201,000人)	在宅の要介護認定者 (約31,000人)
調査票発送数	10,000人	4,500人
回答数(回答率)	6,730人 (67.3%) ※有効回答数：6,680人	2,261人 (50.2%)
調査目的	介護予防や健康状態に与える社会環境要因を明らかにし、介護予防施策を検討するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の進捗を管理し評価する。	要介護認定者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討する。

(2) 調査の結果概要

◆介護・介助について

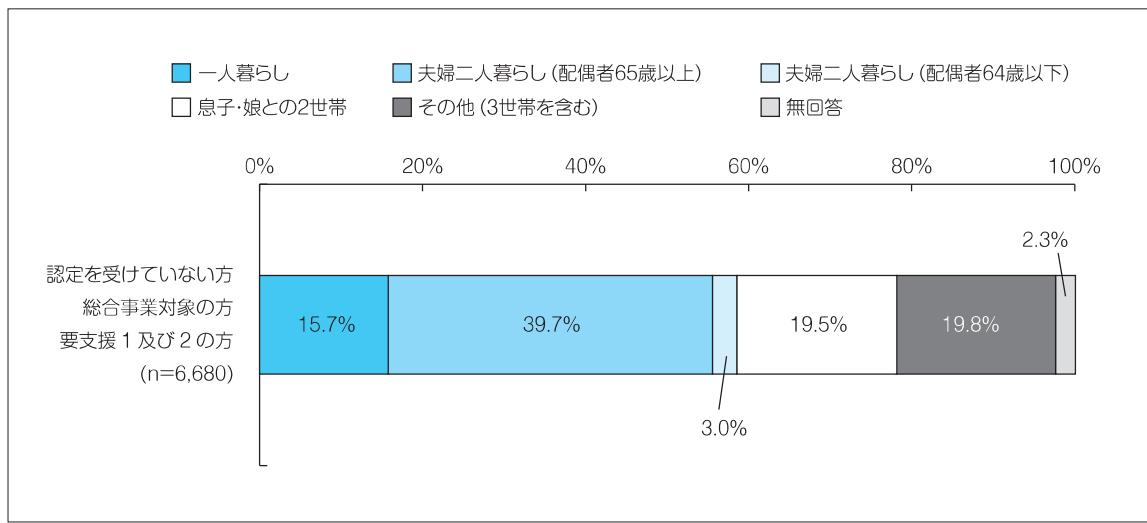
普段の生活でどなたかの介護・介助が必要（「介護・介助が必要だが受けていない」または「介護・介助が必要で受けている」）と答えた方は11.3%となっています。



【健康とくらしの調査より】

◆家族構成

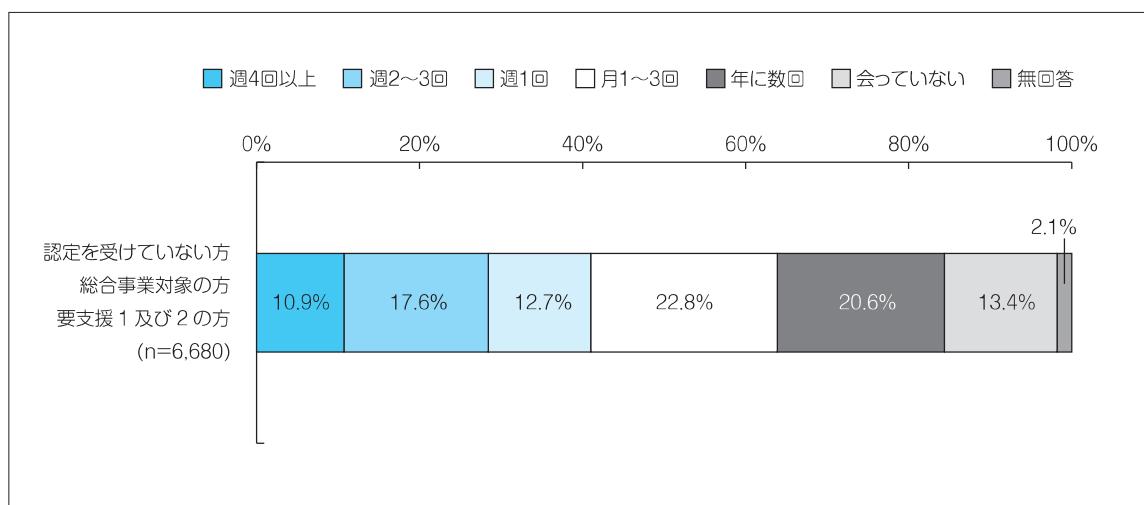
家族構成については、「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」が39.7%と最も多く、次いで「その他（3世帯を含む）」が19.8%、「息子・娘との2世帯」が19.5%となっています。



【健康とくらしの調査より】

◆友人・知人と会う頻度について

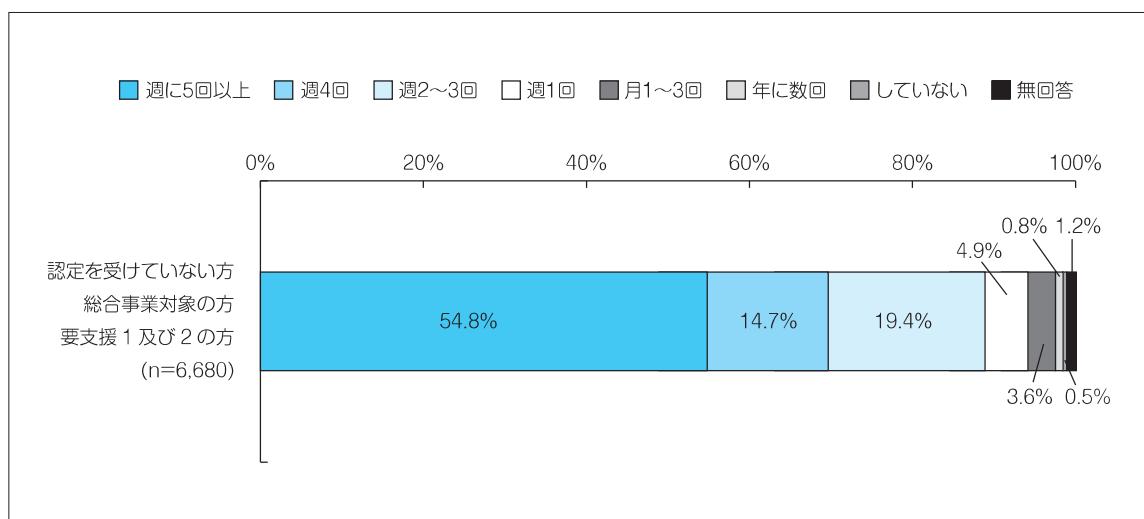
友人・知人と会う頻度については、「月1～3回」が22.8%と最も多く、次いで「年に数回」が20.6%、「週2～3回」が17.6%となっています。



【健康とくらしの調査より】

◆外出状況について

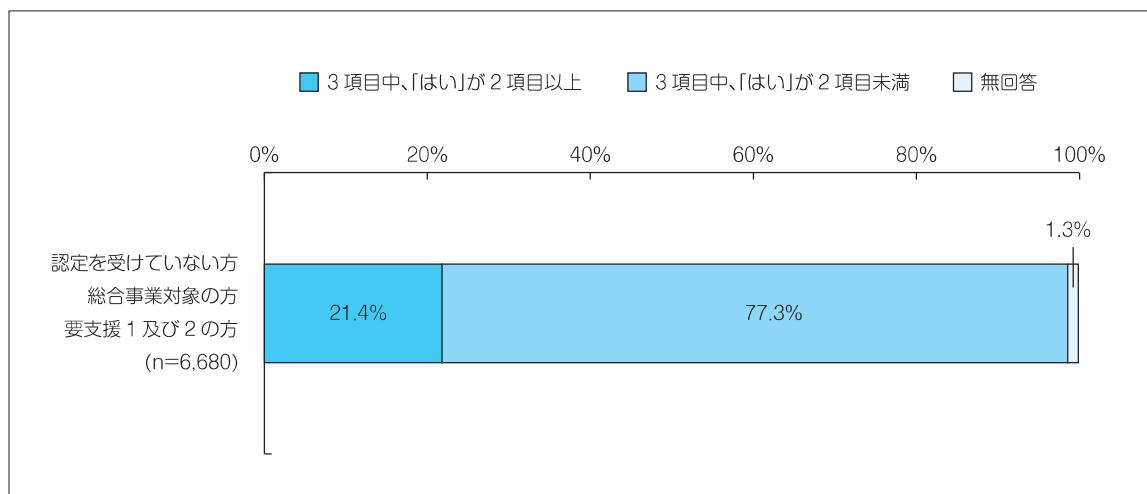
外出頻度については、「週に5回以上」が54.8%と最も多く、次いで「週2～3回」が19.4%、「週4回」が14.7%となっています。



【健康とくらしの調査より】

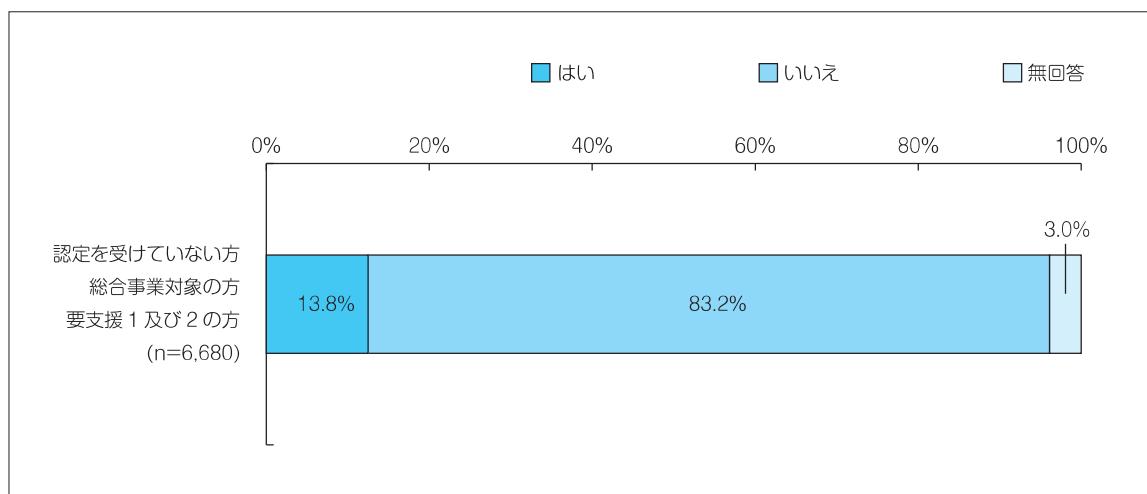
◆食べることについて

「半年前に比べて固いものが食べにくくなったか」、「お茶や汁物等でむせることがあるか」、「口の渴きが気になるか」の3項目中、2項目以上に「はい」と答えた方は21.4%となっています。



【健康とくらしの調査より】

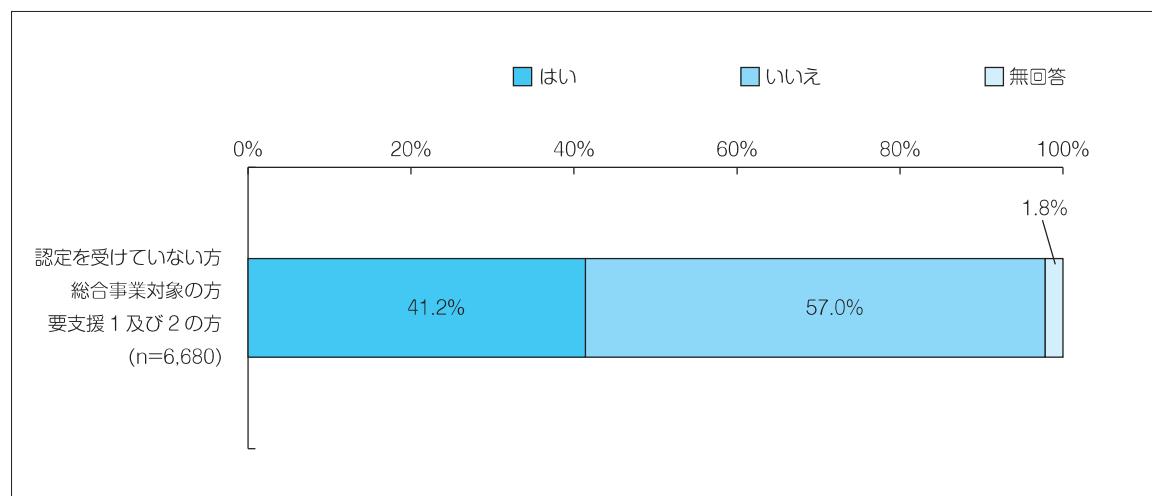
この半年間に体重が2~3kg以上減少したかどうかについては、「はい（2~3kg以上減少した）」と答えた方は13.8%となっています。



【健康とくらしの調査より】

◆物忘れについて

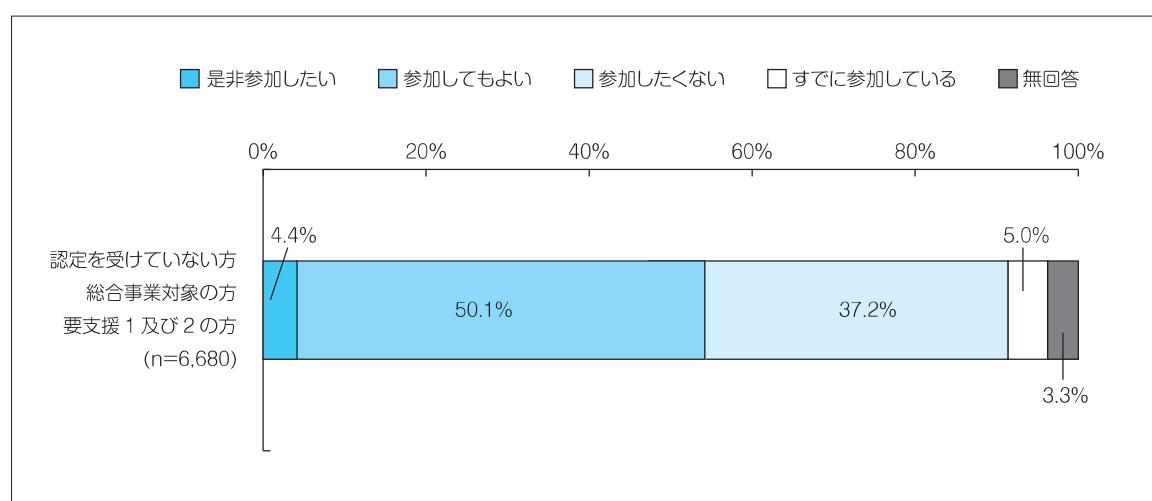
物忘れが多いと感じるかについて、「はい（多いと感じる）」と答えた方は41.2%となっています。



【健康とくらしの調査より】

◆地域での活動について

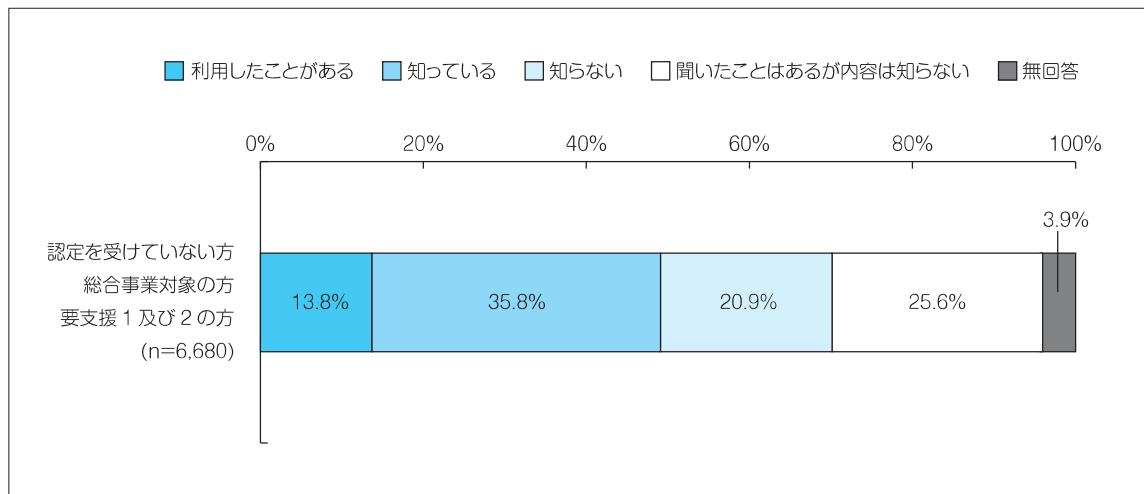
地域住民の有志によって健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に参加者として参加してみたいと思うかについて、「是非参加したい」または「参加してもよい」と答えた方は54.5%となっています。



【健康とくらしの調査より】

◆地域包括支援センターについて

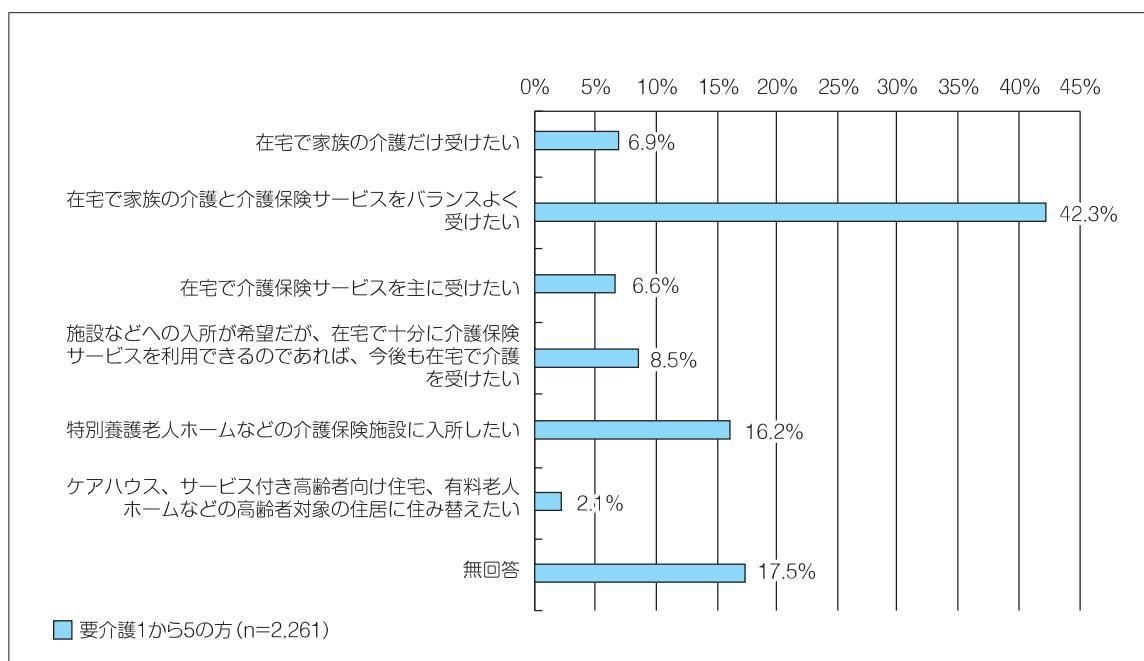
地域包括支援センターについて、「利用したことがある」と答えた方は13.8%、「知っている」と答えた方は35.8%、「聞いたことはあるが内容は知らない」と答えた方は25.6%となっています。



【健康とくらしの調査より】

◆望む介護のあり方

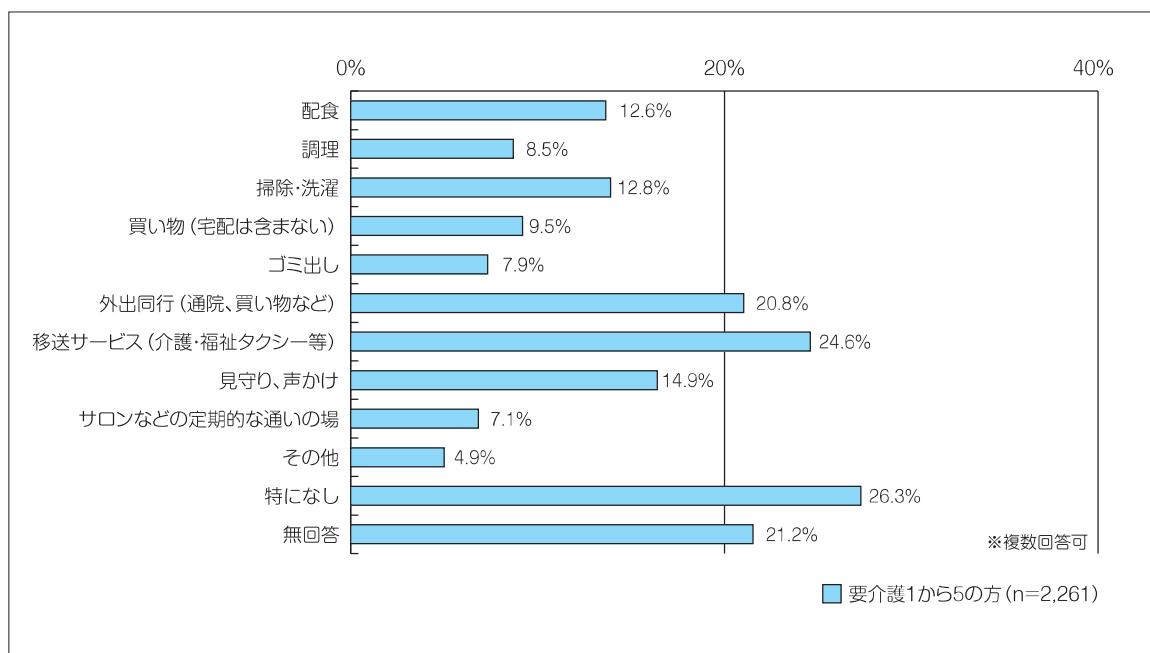
要介護1から5の方を対象に、ご本人が望む介護のあり方について尋ねたところ、「在宅で家族の介護と介護保険サービスをバランスよく受けたい」と回答した方が42.3%で最も高く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所したい」が16.2%となっています。



【在宅介護実態調査より】

◆在宅生活の継続に必要な支援

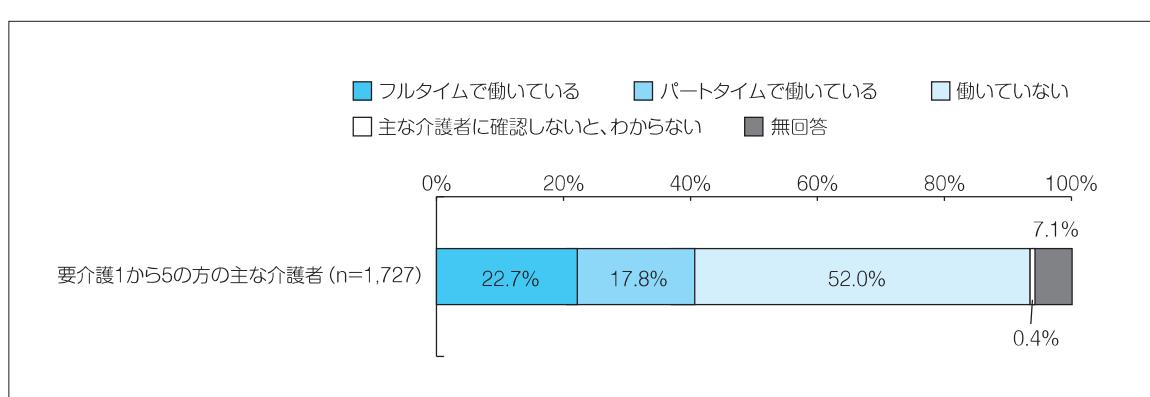
要介護1から5の方を対象に、今後の在宅生活の継続に必要な支援を尋ねたところ、「特になし」と回答した方が26.3%で最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が24.6%、「外出同行（通院、買い物など）」が20.8%となっています。



【在宅介護実態調査より】

◆介護している方の勤務形態

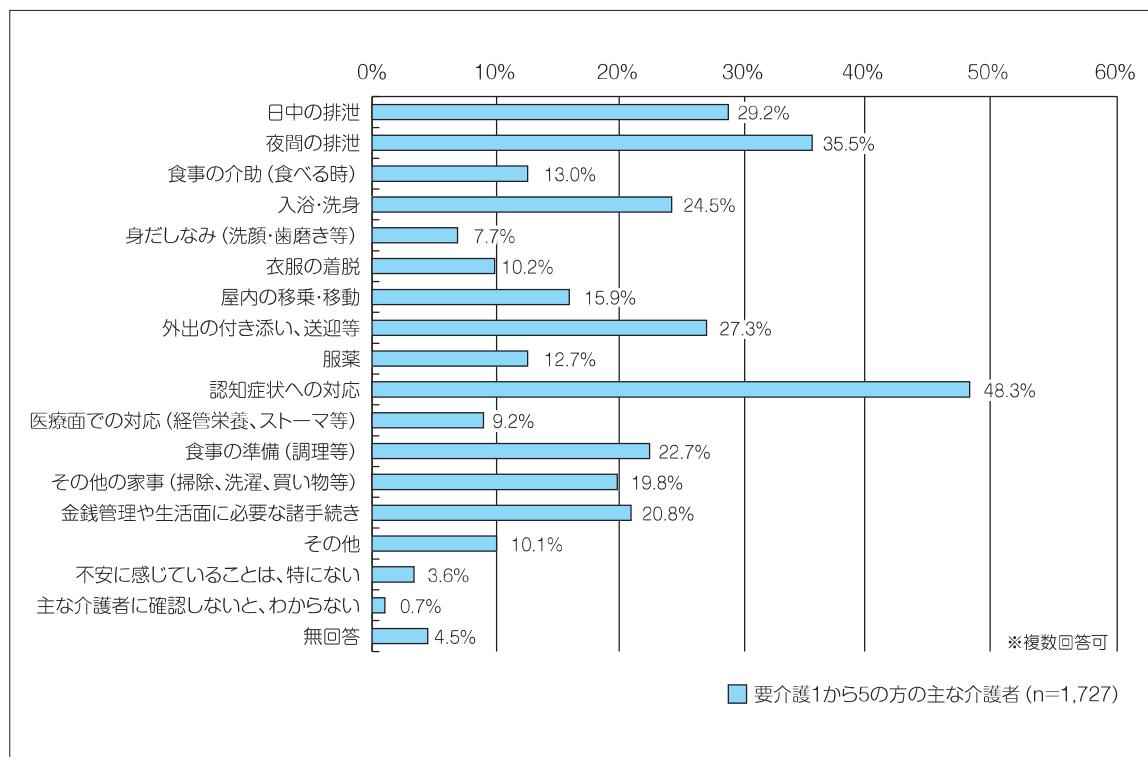
要介護1から5の方の主な介護者に現在の勤務形態を尋ねたところ、「働いていない」と回答した方が52.0%で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が22.7%となっています。



【在宅介護実態調査より】

◆介護している方の不安や心配ごと

要介護1から5の方の主な介護者に、不安に感じていることを尋ねたところ、「認知症状への対応」と回答した方が48.3%で最も高く、次いで「夜間の排泄」が35.5%となっています。



【在宅介護実態調査より】

調査結果については新潟市ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryō/kaigo/chiikihoukastukeakei/houkatsucare20201202.html>

■関係附属機関等の委員名簿

【新潟市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会】 ※ 令和6年2月現在、敬称略、五十音順

氏名	役職名など
阿部 行宏	新潟市医師会 理事
飯塚 孝子	市議会議員
(副会長) 古俣 健	社会福祉法人更生慈仁会 特別養護老人ホームはまゆう 施設長
眞貝 俊憲	新潟市民生委員児童委員協議会連合会 高齢者福祉部会長
関塚 美紀子	新潟市老人クラブ連合会 副会長
林 正海	はやし社会福祉士事務所 代表
(会長) 丸田 秋男	新潟医療福祉大学社会福祉学部 教授

【新潟市介護保険事業等運営委員会】 ※ 令和6年2月現在、敬称略、五十音順

氏名	役職名など
阿部 行宏	新潟市医師会 理事
五十嵐 源太郎	新潟市歯科医師会 理事
板垣 妙子	新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会 副会長
伊藤 純一郎	公募委員
猪股 太	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 介護サービス課
(副委員長) 岩寄 勝成	新潟大学法学部 准教授
小川 文雄	新潟市老人クラブ連合会 副会長 (第1号被保険者代表)
片柳 憲雄	新潟市医療介護施設連絡協議会 東新潟病院 介護医療院「栄の郷」施設長
(委員長) 柄澤 清美	新潟青陵大学看護学部 教授
熊倉 敬祐	新潟県訪問看護ステーション協議会新潟支部 監事 メディカルサポートあたご訪問看護ステーション 管理者
佐藤 正見	新潟市民生委員児童委員協議会連合会 理事
佐野 英孝	新潟県介護老人保健施設協会 理事
杉本 洋	新潟医療福祉大学看護学部 教授
須田 恒夫	南中野山小学校区コミュニティ協議会
竹内 翼	連合新潟地域協議会 副議長 (第2号被保険者代表)
徳善 里子	亀田介護者のつどい 代表
長谷川 紗綾子	新潟市地域包括支援センター鳥屋野・上山 管理者
松井 まゆみ	新潟市介護相談員
皆川 敬	新潟県介護サービス事業者協議会 事務局長
山口 喜規	新潟市薬剤師会 副会長

■関係附属機関等の設置根拠

【新潟市社会福祉審議会条例】

平成12年新潟市条例第4号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、新潟市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項について調査審議するものほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の委員)

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成11年法律第87号）第175条の規定による改正前の社会福祉事業法第6条第2項の規定により新潟市社会福祉審議会の委員（以下「旧委員」という。）に任命されている者は、

この条例による新潟市社会福祉審議会の委員（以下「新委員」という。）に任命されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、旧委員の任期の残任期間とする。

（新潟市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止）

3 新潟市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（平成7年新潟市条例第58号）は廃止する。

附 則（平成12年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年条例第89号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【新潟市社会福祉審議会運営要綱】

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市社会福祉審議会条例（平成12年新潟市条例第4号。以下「条例」という。）により設置された新潟市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関すること
- (2) 身体障がい者の福祉に関すること
- (3) 知的障がい者の福祉に関すること
- (4) 高齢者の福祉に関すること
- (5) 児童の福祉に関すること
- (6) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること
- (7) 母子保健に関すること
- (8) 母子父子寡婦福祉資金の貸付金の停止に関すること
- (9) その他社会福祉の増進に関すること

（組織）

第3条 審議会は委員50人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員

- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
 - 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
(委員長及び副委員長)
- 第6条 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
(専門分科会)

第7条 審議会に次の左欄に掲げる専門分科会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	所 掌 事 务
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関すること。
障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の福祉に関すること。 知的障がい者の福祉に関すること。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関すること。
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関すること。 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 母子保健に関すること。 母子父子寡婦福祉資金の貸付金の停止に関すること。

- 2 審議会は、必要に応じ、前項に掲げる各専門分科会以外の分科会を置くことができる。
(民生委員審査専門分科会の委員)

第8条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は市議会の議員の選挙権を有する審議会の委員のうちから、委員長が指名する。
(専門分科会長及び専門分科会副会長)

第9条 専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）の互選により、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。

- 2 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 3 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会副会長がその職務を代理する。
(専門分科会の会議)

第10条 専門分科会の会議については、条例第4条の規定を準用する。
(専門分科会の報告)

第11条 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について、委員長に報告するものとする。
(専門分科会の決議)

第12条 第7条第1項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

(審査部会及び児童養護部会)

第13条 障がい者福祉専門分科会に、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項を調査審議するため、審査部会を置く。

2 児童福祉専門分科会に、児童相談所の措置等に関する事項の調査審議、児童虐待に伴う重大な事例等の分析、検証並びに児童虐待の防止等に関する法律第13条の5に定める報告の受理をするため、児童養護部会を置く。

3 審査部会及び児童養護部会にそれぞれ、部会長1名を置き、各部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 各部会長は、部会の事務を掌理する。

5 各部会に副部会長1名を置き、各部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

(部会の議事)

第14条 審議会は、次に掲げる事項のうち、第1号から第3号までに係る事項について諮詢を受け又は意見を求められたときは、審査部会の、第4号から第6号までに係る事項について諮詢を受け又は意見を求められたときは、児童養護部会の決議又は意見をもつて審議会の決議又は意見とする。

(1) 身体障がい者の障がい程度に関して諮詢を受けたとき

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定及び指定の取消に関し意見を求められたとき

(3) 更生病療を担当する医療機関の指定及び指定の取消に関し意見を求められたとき

(4) 児童の措置に関し意見を求められたとき

(5) 里親の認定に関し諮詢をうけたとき

(6) その他児童養護部会の意見を聞く必要があると認められたとき

2 各部会の招集、議事の定員及び表決数については審議会について定められているものの例による。

(専門分科会等の会議の特例)

第15条 専門分科会長、審査部会長及び児童養護部会長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、委員に対し、書面により意見を求めることができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

【新潟市介護保険事業等運営委員会開催要綱】

(趣旨)

第1条 本市の介護保険事業ならびに地域包括支援センター運営事業の円滑な実施を確保すること等を目的として、新潟市介護保険事業等運営委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 新潟市介護保険事業計画の策定及び実施等に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- (3) その他介護保険事業の円滑な実施に関する事項

(委員構成)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表者

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議の進行を行う。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要な都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者支援課及び福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日より施行する。

(旧要綱の廃止)

2 新潟市介護保険事業計画策定委員会開催要綱（平成14年3月31日施行）、新潟市地域包括支援センター運営協議会開催要綱（平成17年12月2日施行）、新潟市地域・在宅介護サービス研究会設置要綱（平成18年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

■関係附属機関等の開催経過

開催日	会 議 内 容
令和3年 9月28日から 10月14日まで	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第1回）<書面会議></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度における本市の介護保険事業の実施状況について ・地域包括支援センターについて ・日常生活圏域の分割について
令和4年 3月15日	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第2回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援・重度化防止等の「取組と目標」の自己評価について
令和4年 10月26日	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第3回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度における介護保険事業の実施状況について ・令和3年度地域包括支援センターの活動状況について ・令和3年度地域包括支援センター業務評価の結果について ・地域包括支援センター業務評価表の見直しに関する事項について ・第9期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査について
令和5年 3月14日	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第4回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自立支援・重度化防止に向けた「取組と目標」の自己評価について ・第9期地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の策定について
令和5年 7月24日	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第5回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度における本市の介護保険事業の実施状況について ・地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の策定について <ul style="list-style-type: none"> ア) 介護保険法の改正について イ) 国の方針について ウ) 計画策定に向けた調査の集計結果について
令和5年 8月30日	<p>◆<u>社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（第1回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の策定について ・第8期計画の現状と課題について

開催日	会 議 内 容
令和5年 10月23日	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第6回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画の基本理念と施策体系などについて ・地域包括支援センターについて ・新潟市包括支援センターの業務受託法人公募について
令和5年 10月26日	<p>◆<u>社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（第2回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画の基本理念と施策体系などについて
令和5年 11月21日	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第7回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画素案について ・今後のスケジュールについて ・新潟市地域包括支援センター業務受託法人候補者の選定について
令和5年 11月28日	<p>◆<u>社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（第3回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画素案について ・今後のスケジュールについて
令和5年 12月21日～	<p>◆<u>新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕（案）に対するパブリックコメントの実施</u></p>
令和6年 1月19日	
令和6年 2月6日	<p>◆<u>介護保険事業等運営委員会（第8回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画本案について
令和6年 2月8日	<p>◆<u>社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（第4回）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画本案について

■パブリックコメントの結果概要

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、「新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕（案）」について、パブリックコメント（市民意見募集）を実施しました。

【募集期間】

令和5年12月21日（木）から令和6年1月19日（金）まで

【計画素案の公表方法】

市政情報室（市役所本館1階）、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）、高齢者支援課（市役所本館1階）、地域包括ケア推進課（市役所本館1階）、介護保険課（市役所本館1階）において閲覧用資料および配布用資料を設置。併せて、市ホームページにも掲載。

【意見の提出方法】

郵送、FAX、電子メール、市の窓口へ直接持参

【意見提出者数・提出意見数】

提出者数：1名 提出意見数：1件

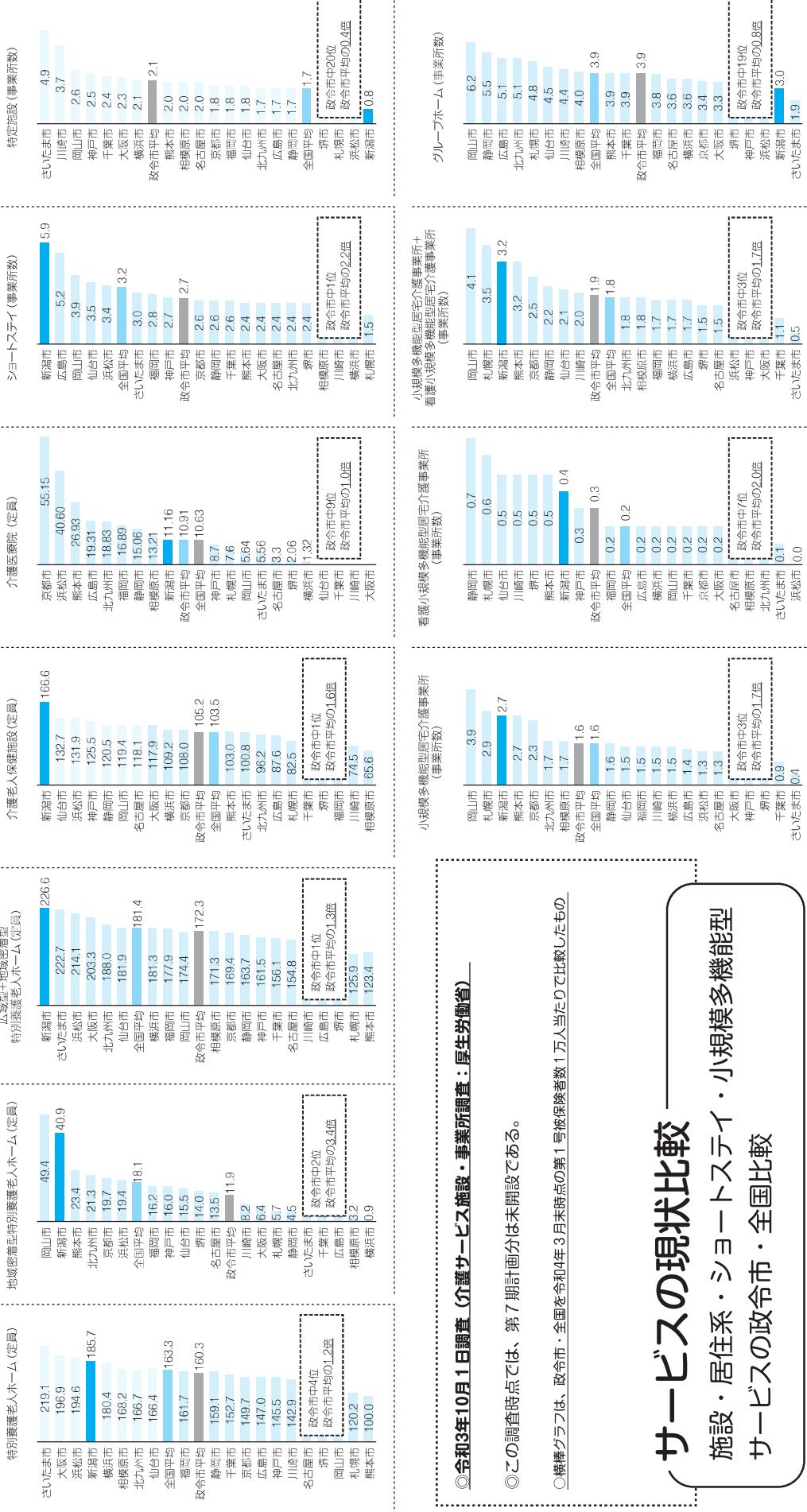
【意見のあった項目と意見数】

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

2. 介護サービス量などの見込みとその確保策

(1) 介護保険施設などの基盤整備……………1件

政令市におけるサービス現状比較



サービスの現状比較
施設・居住系・ショートステイ・小規模多機能型
サービスの政令市・全国比較